

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

泉佐野市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、豊かな自然に恵まれていたこともあり、農林漁業と綿花栽培が盛んであったことから泉州タオル等の繊維産業が基幹産業として発展を遂げてきた。

平成6年9月に関西国際空港が開港して以降、産業構造は、それまでと異なり第3次産業のサービス業等が主流となり、第1・2次産業は、後継者不足や安価な海外製品の普及等により、生産量や事業者数も減少の一途をたどっている。また、平成30年3月末現在の年齢3区分別人口構成比は、高齢人口が25.7%、生産年齢人口は62.0%、年少人口12.3%となっているが、2040年の推定人口構成比は、高齢人口は33.0%まで増加し、生産年齢人口は56.8%と60%を割り込むところまで減少、さらに、年少人口については、10.0%程度まで減少する見込みとなっている。

このような中、今後予想される少子高齢化等による人手不足などの厳しい事業環境や働き方改革の推進に対応していくため、老朽化が進む設備について先端設備等の導入を促進することで、中小企業者の労働生産性の向上を後押ししていく必要がある。

#### (2) 目標

今後予想される少子高齢化等による人手不足など、厳しい事業環境や働き方改革の推進に対応していくため、老朽化が進む設備について先端設備等の導入を促進し、地域経済の根幹をなす地元中小企業者の労働生産性の向上を支援することで、地域経済の発展に繋げていくことを目的とするものである。

(対象項目及び目標値)

項目	目標値
認定件数	15件/年

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

地域の豊かな自然を活かした農林水産業をはじめ、製造業、建設業、医療・福祉、様々なサービス業など多様な業種がバランスよく栄え、本市の経済や雇用を

支えている。これら多様な業種の中小事業者の労働生産性の向上を実現するために本計画において対象とする設備については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、多様な業種が地域を限定せず存在しているため、本市行政区域全域を対象区域とする。

#### (2) 対象業種・事業

地域の豊かな自然を活かした農林水産業をはじめ、製造業、建設業、医療・福祉、様々なサービス業など多様な業種がバランスよく栄え本市の経済や雇用を支えている。これら多様な業種の中小事業者の労働生産性の向上を実現するために本計画において全業種・全事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 労働生産性の向上のため、先端設備等を導入するにあたり、人員削減を目的としたものでないこと。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 企業の事業活動は、地域の環境に大きな影響を与えることから、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、公害の防止に努めること。